

海外人材 News Pick Up

Vol.9 (2024.02.12号)

特定技能への移行のための暫定的ビザの期間が延長

特定技能に移行するのに前の在留資格の満了日までに間に合わなかった場合、暫定的な在留資格というのが4カ月間認められていましたが、さらに緩和され6カ月間に延長されることが入管から発表されました。

▼出入国在留管理庁：「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html

特定技能1号・2号の仕事内容の違いは、後輩を指導しながら工程を管理すること

特定技能1号と2号の仕事内容の違いとは？1号は指示を受けて働く。2号は後輩を指導しながら働き、さらに作業工程も管理する。1号から2号に移行する要件は①所定の試験に合格②後輩を指導した実務経験があること。

—特定技能1号の仕事内容—

- ・指導者の指示・監督を受けながら、作業する

—特定技能2号の仕事内容—

- ・複数の建設技能者を指導しながら、作業する
- ・工程を管理

■特定技能1号→2号への移行の要件とは？

- ・試験に合格（特定技能2号評価試験or技能検定1級）
- ・実務経験を積んでいる（監督・指導した経験）

▼出入国在留管理庁：在留資格「特定技能」により日本で働くことを希望する外国人の方

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00064.html

外国人の生活保護受給者数、約6万5千人

外国人の生活保護受給者数、約6万5千人(2023年10月時点)。外国人で生活保護が受給できるのは、日本人の配偶者や永住者などの定住性がある身分系の在留資格の保有者です。

▼厚生労働省・被保護者調査

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16.html>

入国手続きが短縮化へ

入国手続きが短縮化へ。4月以降に本格開始。これまでは、入管と税関で所管する省庁が異なることから入国審査と税関検査でそれぞれパスポート・顔写真の確認が必要でしたが、今後は入管と税関がデータを共有する仕組みが新たにできることで、入国審査での確認だけで済み、税関検査では顔認証だけで通過できるようになります。ただし、無条件で全員が対象というわけではなく、事前にVisitJapanWebという入国手続き支援サイトに必要な情報を登録してきた人限定です。

▼NHK NEWS WEB：入国手続き短縮化へ 入管や税関による審査を1月から一部統合
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231222/k10014295561000.html>

外国人労働者数が遂に200万人超え

遂に！日本で働く外国人労働者数が200万人超え！国籍別で最も増加率が高いのはインドネシア・ミャンマー・ネパール。インドネシアは前年から56%、ミャンマーは49%も増加しました。技能実習制度はまもなく廃止しようとしてますが約7万人も増えています。外国人労働者が特に多い都道府県はやはり東名阪。

▼厚生労働省：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html

特定技能に「自動車運送業」「林業」など4分野が対象職種に新追加へ

特定技能の受入れ可能職種に「自動車運送業」「林業」など4分野を新規追加へ。政府が調整に入りました。なんと駅員の仕事も外国人に就労可能にする方向で検討。報道がありました。

▼日本経済新聞2024.01.27：外国人材特定技能、運転手など4分野追加へ 駅員も検討
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE25E4D0V20C24A1000000/>

駅員の仕事も外国人就労可能に政府が検討

「駅員」の仕事に外国人が就職可能に？政府が検討。報道がありました。

▼日本経済新聞2024.01.27：外国人材特定技能、運転手など4分野追加へ 駅員も検討
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE25E4D0V20C24A1000000/>

ネパールからの実習生受入れは現地政府公認の送出し機関限定に

技能実習生をネパールから受け入れられるのは、2024年10月以降、ネパール政府が認定して公認の送出し機関から限定になります。日本政府とネパール政府の間で技能実習制度に関する二国間の取り決めが2024年1月に締結されました。

▼厚生労働省：ネパールとの協力覚書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000180849_00001.html

技能実習制度に代わる新制度への注目点は、受入れ対象分野について

技能実習制度に代わる新制度の創設にあたって、一番関心が集まっている事は？①受入れ対象分野②転職③監理団体の許可要件

技能実習制度の廃止と、それに代わる新制度の創設について、長い間議論を積み重ねてきた有識者会議の最終報告書ができました。

そこには、あくまで現段階ではイメージですが、新制度の内容が色々記載されており、先日JITCOでその内容についてのセミナーが行われたとのことで、先日公表されたそこでの参加者によるアンケート結果には、新制度に対してどのような点に特に注目しているかについてのデータがありました。

特に注目度が高かった項目ベスト3です。

①受入れ対象分野

技能実習制度に代わる新制度の受入れ対象分野は、特定技能と同様になる方向性との情報がありますが、それだと、現在技能実習制度で受入れることが出来ている対象分野よりも、もしかしたら少なくなってしまうかもしれないということで、たとえばそこから漏れてしまうかもしれないと心配している分野の企業などは特に関心があるのだらうと思います。

②転職

新制度では、ひとつの企業で1~2年経過すると転職が可能になる方向性との情報がありますが、その際、最初に海外から呼び寄せて受け入れた企業が負担した決して安くはない初期費用の扱いはどうなるのか？転職先の企業も一定程度負担するようになるのか？関心が高まる点だと思えます。

③監理団体の許可要件

新制度では、技能実習制度で認定を受けていた監理団体は、また改めて新制度の基準のもとで、もしかすると技能実習制度で設けられていた基準よりも厳しくなる噂もある新しい基準のもとで認定を受けなければならないという方向性との情報があります。これが具体的にどのような方向性になるのか？監理団体にとって注目しているところだと思えます。

▼JITCO：有識者会議「最終報告書」解説セミナーを開催しました

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/30605/>

技能実習制度に代わる新制度、転職に民間業者の参入を禁止する方向

政府では、技能実習制度を廃止、その後それに代わる新制度「育成就労」を創設する方向で議論が進んでいます。

技能実習制度では、技能実習生が転職するためには、ひとつの職場で3年間働き続ける必要がありましたが、新制度ではその要件を緩和して1～2年働き続ければ転職が可能になる方向性で議論が進んでいます。

そこで政府が懸念しているのは、外国人労働者に対して転職をそそのかし、その紹介料で利益を得ようとする悪質な斡旋業者やブローカーの台頭です。

その対策として、民間の職業紹介事業者はそのような転職への関与してはならないルールにする方向で調整に入っています。

転職に関与していいのは、非営利の監理団体とする方向です。

また、転職できる要件として、高いレベルの日本語の試験に合格することを課すことも検討されています。

▼時事通信：自民、政府の「育成就労」案了承 転職制限「1～2年」

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024020501018&g=pol>

デジタルノマドに在留資格を新設

デジタルノマド(リモートワーカー)に在留資格を新設へ。ビザ免除対象+日本と租税条約締結している国(49か国)の国籍者限定。6か月滞在可能。家族帯同可。在留資格は「特定活動」。さっそく今年2024年3月に省令・告示の整備へ。

「ノマド」とは、遊牧民という意味です。

働く場所に縛られず、カフェやコワーキングスペースなど色々な場所で働く人を指します。

そして「デジタルノマド」とは、そんなノマドで、IT技術を活用して、特に、国内・国外問わずに場所に縛られずリモートで働く人々を指します。世界で3500万人も存在するといわれ、市場規模は約110兆円もあります。

こちらの在留資格の取得要件は、まず、国籍が限られています。ビザなしで日本とその国を往来できる国、ビザ(査証)が免除される対象国であり、なおかつ日本と租税条約を締結している国です。49か国限定となっており、たとえば、アメリカ・イギリス・韓国・台湾・オーストラリア・シンガポールなどがあります。

その他の要件は、年収が1000万円以上あること。民間の医療保険に加入していることです。

これまでこのようなデジタルノマドの人たちは色々な国や場所でリモートワークをするなかで、日本でそれをやろうとすると、それが可能な在留資格が「短期滞在」ぐらいしかなく、最長90日間しか滞在することができませんでした。

さっそく今年2024年2月からパブリックコメントを受け付け、3月中に関係省令・告示を整える方向で政府が調整に入っています。

▼NHK NEWS WEB：「デジタルノマド」に半年間の在留資格を検討 小泉法相

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240202/k10014344561000.html>

関係閣僚 コメントPick Up



法務大臣会見
2024.2.6

技能実習制度に代わる新制度「育成就労」について

転籍に関する部分は議論が集中しまして、様々な議論がありました。後退という言い方もあるかもしれませんが、**新しい在留資格として、技能実習に代わって育成就労を作っていく**。この育成就労というのは、よく考えていくと制度自体を我々が育成していくという、そういう意味も込めて、現状にこの制度を置いてみて、難しい部分があれば修正していくと。柔軟性が求められる制度論だと思うのですね。そういう意味で、後退ではなくて柔軟性というふうに受け止めていって、そして、これを皆さんが合意できる形に、最終的な条文の形にして立法につなげていきたい。そんなふうに思っております。



法務大臣会見
2024.1.26

入国手続きの短縮化について

入管と税関に対して、**(空港での入国手続きに際し、)ワンストップで、入管に関する情報、税関に関する情報を同時に提供できる「共同キオスク」という新しい端末を設置する**ということで、1月31日から3月末までの間、実証実験を(行うため、端末を)羽田空港第2ターミナルに設置しまして、試験運用をして、その結果を踏まえまして、また他の空港にも新年度は広げていこうと、こういうことでもあります。結果的に色々なケースがあると思いますが、**税関への電子申告というステップが一つ確実に不要になるという効果ははっきり見込める**わけでありまして、利便性の向上や**時間の短縮**に資するというふうに思います。「キオスク」は、東屋という意味に由来する英語だそうです。端末を設置して進めていこうということになります。



技能実習制度の廃止とそれに代わる新制度創設について議論を積み重ねてきた政府の有識者会議が、遂に最終報告書を取りまとめ、それを法務大臣に提出しました。法務省はそれを基に法案を作成し、2024年の国会に提出する方向です。

30年間も長きにわたり続いてきた「外国人技能実習制度」。遂に廃止となります。

それに代わる新制度「育成就労制度」が開始されます。

これまでの技能実習制度で企業と実習生の間でサポートを行ってきた監理団体については、新制度創設により職員配置・相談対応体制・財政基盤に一層の厳格な要件が課され、改めて新しい許可を受ける必要が生じ、ふるいかけられることとなります。

一番の焦点である「転職」がしやすいルールづくりについて。自己都合転職がしやすいルールに緩和される方向です。

「企業で働き始めて1年間経過した」+「技能検定試験の基礎級に合格」+「日本語能力試験N5に合格」+「前の職場でやった業務と同一の業務」の要件を満たしたら、自分の意思で転職ができます。

ただし、新制度が創設した直後からいきなりそれを完全に可能にすると、技能実習制度から受け入れていた流れから混乱が生じる恐れがあるため、新制度が創設した直後から上記の自己都合転職の要件のひとつである転職可能時期を全ての業種の分野で一律で「1年経過後」というわけではなく、業種の分野によっては「2年経過後」にしたりと、いわゆる経過措置を講じる方向です。



外国人雇用に関する注目ニュースやお役立ちトピックなど
初心者の方にも分かりやすく解説。



外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。